

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の進捗状況について

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者（385人）の3%以上（12人以上）が地域生活へ移行することを目標とする。

年度	R1（基準年）	R2	R3		R5年度末	達成率	評価
	実績	実績	目標	実績	目標		
移行者数	1人	1人	4人	3人	12人以上	75%	B
移行者数 （累計）	121人	122人	—	125人	133人		

(2) 施設入所者の削減数

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者（385人）の現状維持とすることを目標とする。

年度	R1（基準年）	R2	R3		R5年度末	達成率	評価
	実績	実績	目標	実績	目標		
削減数 （各年度）	+7人	+4人	維持	△6人	維持	101%	A
入所者数 （累計）	385人	389人	385人	383人	385人		

◎ 評価・今後の取組

- 「入所施設から地域生活への移行者数」については、入所者の重度化・高齢化などにより、近年鈍化傾向にあったが、令和3年度は、各種サービスの利用について調整を行い、重度の肢体不自由者が重度訪問介護等を利用しながらアパートで暮らしたり、知的障がい者が生活能力の訓練ののちグループホームで受入れ可能となるなど、地域における支援体制が整った3人が地域生活へ移行した。

【参考（移行先）】在宅（重度訪問介護を利用）：1名、グループホーム：2名

- 「施設入所者の削減数」については、近年入所者が増加傾向にあったが、地域生活への移行等により6人削減し、383人となったため、目標を達成することができた。
- ⇒ 令和3年度については、年次目標を達成することができたが、入所待機者が多数いる実態を踏まえながら、引き続き、相談支援機関における地域生活に係る相談対応や補助金の交付によるグループホームの設置促進等を行い、地域生活支援の更なる充実を図る必要がある。

【参考（GH棟数）】127棟（令和3年度末時点）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

R 3～5 目標	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施
R 3 実績	令和3年3月に設置した「自立支援協議会 精神障がい者地域移行・定着支援部会」において、精神障がい者の地域移行に係る情報共有や事例検討を実施
評価	B

◎ 評価・今後の取組

- 精神障がい者の地域移行に係る目標の設定に向けて、他市による長期入院患者の実態調査結果などの情報共有や地域移行・定着に係る事例検討を行った。
- ⇒ 長期入院患者が地域移行するにあたっては、「住まいの場の確保」や「地域住民の理解」等に課題が見受けられるため、医療と福祉の関係機関が連携を強化しながら、県の「住宅セーフティネット制度」の活用や精神障がいに対する地域への理解促進を図る必要がある。今後も、引き続き、支援状況等に係る情報共有や事例検討を行いながら、課題解決に向けて取り組んでいく。

3 地域生活支援体制の機能の充実

R 3～5 目標	令和5年度末までの間、地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討
R 3 実績	自立支援協議会の地域生活支援部会において、地域生活支援体制に係る実施事業等をもとに本課作成の評価基準を踏まえて、地域生活支援体制の運用状況の検証を行った。
評価	B

◎ 評価・今後の取組

- 地域生活支援体制の機能の充実を図るため、地域生活支援部会において、体制に係る運用状況の検証を行った。
 - より複雑化してきた相談に対応するため、障がい者生活支援センター7か所（相談員8人）の体制から、4か所（相談員8人）の体制に再編し、多様な相談事案に対して、1か所あたり複数人で対応することができる体制を整えたことにより、相談支援の充実が図られた。
 - サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病などの緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」を令和4年2月から新たに開始し、在宅障がい者等の緊急時における支援の充実が図られた。
- ⇒ 運用状況の検証を行いながら、引き続き、各種機能の充実を図るとともに、令和4年度は「緊急時相談支援事業」の対象者の掘り起こしや「障がい者体験的宿泊支援事業」を実施し、地域生活支援体制の強化を図る必要がある。

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績（71人）の1.27倍以上（91人以上）とすることを目標とする。（うち、就労移行支援事業所が1.30倍以上、就労継続支援A型事業所が1.26倍以上、就労継続支援B型事業所が1.23倍以上とする。）

年度	R 1（基準年）	R 2	R 3		R 5年度末	達成率	評価
	実績	実績	目標	実績	目標		
移行者数	71人	87人	77人	104人	91人以上	135%	A



内 訳	サービス種類	人数	R 1年度比
	就労移行支援	59人	約1.40倍
	就労継続支援A型	40人	約1.66倍
	就労継続支援B型	5人	約1.25倍

(2) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割（64人）が就労定着支援事業を利用することを目標とする。

年度	R 1	R 2	R 3		R 5年度末	達成率	評価
	実績	実績	目標	実績	目標		
利用者数	34人	36人	44人	37人	64人	84%	B

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率

令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とする。

年度	R 1	R 2	R 3		R 5年度末	達成率	評価
	実績	実績	目標	実績	目標		
事業所数（全体）	7	7	—	7	—	129%	A
事業所数 （定着率8割以上）	6	6	—	6	—		
割合	86%	86%	70%	86%	70%		

※ 1つの事業所においては、利用者がいない状況である。

◎ 評価・今後の取組

- ・ 「一般就労への移行」については、「障害者雇用促進法改正法」において、令和3年3月より、障がい者の法定雇用率が引き上げられたことや、障がい者に企業について知る機会を提供する就職ガイダンスの開催及び障がい者に企業での就労機会を提供する就労体験会の新規実施などにより、障がい者の社会的自立の促進を図ったことから、目標を達成することができた。
 - ・ 「就労定着支援事業の利用者数」については、目標値は下回ったが、サービスを必要とする障がい者は、就労継続に向けた相談や助言等の必要な支援を受けられている。
 - ・ 「就労定着支援事業所の就労定着率」については、コロナ禍においても、事業者がオンラインによる支援などを行ったため、利用者がいるすべての事業所において、就労定着率が8割以上となっており、目標を達成することができた。
- ⇒ 引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援事業所等と意見交換を行うとともに、障がい者が個々の特性に応じた就労先を見つけられるよう、就労体験会や就職ガイダンスにおける参加企業等の拡大に取り組むなど、障がい者の就職につながる機会の創出や障がい者と雇用する側の相互理解の促進を図る必要がある。

5 障がい児支援の提供体制の充実

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

R 3～5 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が設置している施設において、民間事業所に対し、サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援の実施 ・ 保育所等訪問支援事業についてサービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図る。
R 3 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業所に対する、サービスの質の維持・向上を図るための支援として、子ども発達センターの若葉園及びかすが園における療育の体験見学を実施した。 ・ 児童への支援方法の好事例の共有や事業者間の連携強化のため、障がい児通所支援事業所等を対象とした意見交換会を実施した。 ・ 保育所等訪問支援を実施する事業所が計画時の3箇所（市1，民間2）から令和3年度末時点で5箇所（市1，県1，民間3）に増加した。 ・ 事業所の情報については、市ホームページにて市民への周知を実施している。
評価	B

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

R 3～5 目標	重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図る。
R 3 実績	児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児の受け入れが促進されるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関・団体等との実務担当者間の意見交換会の場を活用し、各施設での受け入れについての現状や課題についての情報を共有した。
評価	B

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

R 3～5 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組む。 ・医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。
R 3 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等の支援に向けた協議の場として位置づけている「発達支援ネットワーク会議」を2回開催し、協議の場の充実の取組として、支援に係る関係機関・団体等の実務担当者間の意見交換会を実施した。 ・医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実については、現在民間事業所に配置されているコーディネーターとの意見交換を実施し、現状や課題についての情報を共有した。
評価	B

◎ 評価・今後の取組

- ・ 「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」については、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、障がい児通所支援事業所の意見交換会を実施したことで、事業所間での有用な情報共有が図られた。
 - ・ 「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」については、重症心身障がい児の受入促進のため、医療的ケア児の実務担当者の意見交換会で情報の共有等に努めた。
 - ・ 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」については、医療的ケア児等のより適切な支援を図るため、支援に係る関係機関・団体等の実務担当者間の意見交換会を実施したことで、関係機関等の情報共有が図られた。
- ⇒ 引き続き、関係機関等と情報共有を図りながら、意見交換会を継続して実施していくとともに、課題を整理し対応策を検討・実施することで、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上、重症心身障がい児の受け入れの拡充や医療的ケア児支援の充実強化に繋げていく必要がある。

6 相談支援体制の充実・強化

R 3～5 目標	基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携を強化しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していく。
R 3 実績	障がい者生活支援センターを4か所に再編するとともに、基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所の役割についてこれらの相談支援機関へ周知や理解促進等を行いながら相談支援体制の充実・強化を図った。
評価	A

◎ 評価・今後の取組

- ・ より複雑化してきた相談に対応するため、障がい者生活支援センター7か所（相談員8人）の体制から、4か所（相談員8人）の体制に再編し、多様な相談事案に対して、1か所あたり複数人で対応することができる体制を整えたことにより、相談支援の充実が図られた。（再掲）
 - ・ サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病などの緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」を令和4年2月から新たに開始し、在宅障がい者等の緊急時における支援の充実が図られた。（再掲）
 - ・ 県等が実施する相談支援専門員初任者研修等の受講勧奨をするなど、人材育成の支援が図られた。
- ⇒ 令和5年度の重層的支援体制の整備に合わせ、障がい者が必要な相談を受けることができるよう、基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターにおいて、複雑化・複合化した課題に対する総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、指定特定相談支援事業所に対して助言を行うなど、更なる連携を図る必要がある。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

R 3～5 目標	県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組む。
R 3 実績	職員が虐待防止研修等の各種研修へ参加し、障がい福祉サービスに係る理解を深めた。また、システムの審査結果を活用し、サービス間における利用日時の重複や支給決定量の超過等のチェックを行い、請求の誤り等に係る指導を実施するとともに、保健福祉総務課と連携を図りながら指導監査を実施し、適正なサービス提供の体制が図られた。
評価	A

◎ 評価・今後の取組

- ・ 県等が実施する虐待防止研修等へ職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めた。
- ・ 請求の過誤防止に向けて、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、適宜、事業所に請求方法等についての指導を実施した。
- ・ 保健福祉総務課による事業者指導監査へ同行し、サービスの提供内容や請求内容との整合性を確認し、疑義等については連携して指導を行うことで、適正なサービス提供体制の確保が図られた。

⇒ 引き続き、各種研修に職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに、事業者への指導等を通じてサービス提供の質の向上を図る必要がある。